

平成 21 年 6 月 22 日  
原子力安全対策課  
( 21 - 20 )  
<10 時資料配付 >

## 高浜発電所 2 号機の新燃料輸送について

このことについて、関西電力株式会社から下記のとおり連絡を受けた。

### 記

高浜発電所 2 号機（加圧水型軽水炉；定格電気出力 82.6 万 kW）は、本日、新燃料集合体 18 体を受け入れた。

#### 1. 輸送年月日

平成 21 年 6 月 21 日 23 時 30 分 原子燃料工業株式会社熊取事業所 発  
( 大阪府泉南郡熊取町 )

平成 21 年 6 月 22 日 07 時 00 分 高浜発電所 着

#### 2. 輸送数量等

新燃料集合体 18 体  
輸送容器 9 個

#### 3. 輸送物の種類

A 型核分裂性輸送物

#### 4. 輸送方法

陸上輸送

問い合わせ先（担当：有房）  
内線 2354 ・ 直通 0776(20)0314

## <参考>

### 「輸送における安全性について」

#### 1. 輸送物の種類

A型核分裂性輸送物

#### 2. 輸送容器の概要

型 式 ; N F I - V 型 . . . 9 個

形 状 ; 円筒形

寸 法 ; 全長約 5 m、外径約 1 m

重 量 ; 約 3.7 トン（輸送容器だけで約 2.4 トン）

材 質 ; ステンレス鋼製

#### 3. 輸送物の安全確認

本輸送物（A型核分裂性輸送物）については、別添に示す国の安全基準を満たすことを、独立行政法人原子力安全基盤機構により確認されたものである。

#### 4. 輸送上の安全対策

輸送にあたっては、車両の積付け・標識等、輸送上の十分な安全対策を実施している。

なお、万一緊急の事態が生じた場合にも、最寄りの消防・警察・自治体および官庁等に連絡するとともに、適切な措置を取ることにしており、十分な安全対策が講じられることとなっている。

<別添>

## 『A型核分裂性輸送物の安全基準』

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第59条に基づき  
国が定めている『A型核分裂性輸送物』に係わる技術上の基準の主なものは、  
以下のとおりである。

### ①線量当量率

表面で、 2 ミリシーベルト／時以下  
表面から 1 m 離れた位置で、 0.1 ミリシーベルト／時以下

### ②表面密度限度

$\alpha$  線を放出する放射性物質の場合、 0.4 ベクレル／cm<sup>2</sup>以下  
 $\alpha$  線を放出しない放射性物質の場合、 4 ベクレル／cm<sup>2</sup>以下

また、 A型核分裂性輸送物の試験条件には、

### ①一般の試験条件

水の吹きつけ試験、自由落下試験、圧縮試験、貫通試験

### ②特別の試験条件

9 m 落下試験、棒上の 1 m 落下試験、耐火試験、浸漬試験

があり、これらの厳しい諸条件下においても容器の健全性を維持し、臨界の防  
止を確保するよう、法令の基準値を満足することとなっている。